

健 発 0731 第 3 号
保 発 0731 第 5 号
令 和 5 年 7 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」の一部改正について

令和6年度以降に実施する特定健康診査における随時中性脂肪の取扱い等について一部変更をいたします。これに伴い、「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」（令和5年3月31日付け保発0331第4号厚生労働省保険局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改めますので、管内の市町村、広域連合及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のなきようお願いいたします。

(別紙)

令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて(令和5年3月31日付け健発0331第4号・保発0331第6号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p>令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて</p> <p>第一 特定健康診査</p> <p>2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について</p> <p>(4) 血中脂質検査及び肝機能検査</p> <p>エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDLコレステロールの値は、中性脂肪の値が400mg/dl以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合は、Non-HDLコレステロールの値を用いて評価することができる。<u>ただし、LDLコレステロールの直接測定法も可。</u> LDLコレステロール(フリードワルド式)及びNon-HDLコレステロールの値は、次式により算出する。</p> <p>① LDLコレステロール(フリードワルド式)(mg/dl) = 総コレステロール(mg/dl) - HDLコレステロール(mg/dl) - 空腹時中性脂肪(mg/dl) / 5</p> <p>② Non-HDLコレステロール(mg/dl) = 総コレステロール(mg/dl) - HDLコレステロール(mg/dl)</p>	<p>令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等より作成された記録の取扱いについて</p> <p>第一 特定健康診査</p> <p>2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について</p> <p>(4) 血中脂質検査及び肝機能検査</p> <p>エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDLコレステロールの値は、中性脂肪の値が400mg/dl以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合は、Non-HDLコレステロールの値を用いて評価することができる。LDLコレステロール(フリードワルド式)及びNon-HDLコレステロールの値は、次式により算出する。</p> <p>① LDLコレステロール(フリードワルド式)(mg/dl) = 総コレステロール(mg/dl) - HDLコレステロール(mg/dl) - 空腹時中性脂肪(mg/dl) / 5</p> <p>② Non-HDLコレステロール(mg/dl) = 総コレステロール(mg/dl) - HDLコレステロール(mg/dl)</p>

オ 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時とは、絶食 10 時間以上とする。

オ 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後を除き随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時とは、絶食 10 時間以上、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。

別紙 1

(表面) 特定健康診査受診結果通知表

*LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は Non-HDL コレステロールの測定に代えられる。

(裏面)

医師の判断	(略)	
	測定不可能・検査未実施の理由	
	(略)	

別紙 1

(表面) 特定健康診査受診結果通知表

*LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血 (食後 3.5 時間以上 10 時間未満) の場合は Non-HDL コレステロールの測定に代えられる。

(裏面)

医師の判断	(略)	
	検査未実施の理由	
	(略)	

別紙6

別表6

健診結果・質問票情報

	項目コード	項目名	(略)	備考	
生化学検査	(略)				
	●	3F015000002327101	空腹時中性脂	(略)	特定健康診査においてこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードの記録は「2:食後10時間以上」である必要がある
		3F015000002327201	肪(トリグリセ		
		3F015000002399901	リド)		
	●	3F015129902327101	随時中性脂肪	(略)	特定健康診査においてこの項目の結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードの記録は「3:食後3.5時間以上10時間未満」または「4:食後3.5時間未満」である必要がある
		3F015129902327201	(トリグリセ		
		3F015129902399901	リド)		
(略)					
(略)					
医師の判断	☆	9N512000000000011	測定不可能・検査未実施の理由	(略)	1:生理中、2:腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する、3:その他 受診者の事情や生理中等により検査を実施できなかった場合の理由の記録
(略)					

別紙6

別表6

健診結果・質問票情報

	項目コード	項目名	(略)	備考	
生化学検査	(略)				
	●	3F015000002327101	空腹時中性脂	(略)	特定健康診査においてこの項目に結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「2:食後10時間以上」である必要がある
		3F015000002327201	肪(トリグリセ		
		3F015000002399901	リド)		
	●	3F015129902327101	随時中性脂肪	(略)	特定健康診査においてこの項目の結果が記録される場合、「採血時間(食後)」のコードが記録されている場合は「3:食後3.5時間以上10時間未満」である必要がある
		3F015129902327201	(トリグリセ		
		3F015129902399901	リド)		
(略)					
(略)					
医師の判断	☆	9N512000000000011	検査未実施の理由	(略)	1:生理中、2:腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する、3:その他 受診者の事情(生理中等)により検査を実施できなかった場合の理由の記録
(略)					